

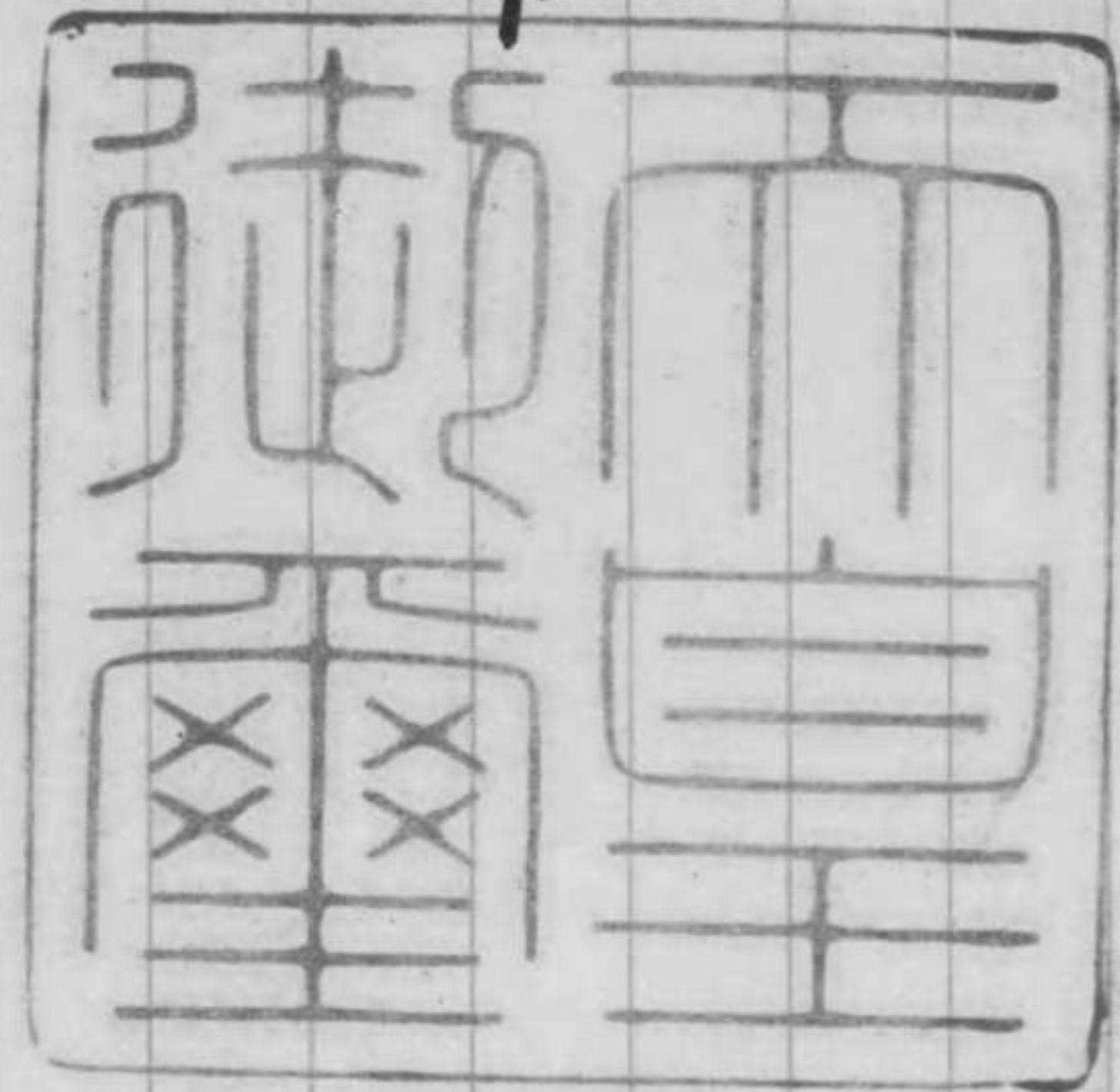
外務大臣 岡崎勝男

郵政大臣 塚田十郎

内閣総理大臣 吉田 茂

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定及び関係文書をここに公布する。

裕仁



昭和二十八年十二月二十五日

内閣総理大臣

吉田 茂

条約第三十三号

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

アメリカ合衆国は、同国國務長官が千九百五十三年八月八日に声明したとおり、奄美群島に関し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄することを希望するので、また、

日本国は、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この協定を締結することに決定し、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

の升斐管が、其のうちに附家」云。五日

するところの決定」云。この決定は、その升斐管が、そのうちに附家」云。五日

よつて、日本国領土及び、その合衆国領土、その決定は、そのうちに附家」云。五日

土のその決定は、そのうちに附家」云。五日
日本国領土、奄美群島の諸島及び、その合衆国領土、その決定は、そのうちに附家」云。五日

その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日
その決定は、そのうちに附家」云。五日

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
第三十三号

1 アメリカ合衆国は、奄美群島に関し、千九百五十一年九月八日
にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条
に基くすべての権利及び利益を、千九百五十三年十二月二十五日
から日本国のために放棄する。日本国は、前記の日に、奄美群島
の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行
使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

2 この協定の適用上、「奄美群島」とは、附属書に掲げる群島（領
水を含む。）をいう。

第二条

1 アメリカ合衆国が奄美群島で現に利用している二の設備及び用
地は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名され、その後改
正された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に
基く行政協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用するものと

1 日本国政府は、千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、一「B」号円につき三日本円の割合で「B」号円と引き替えに日本円を交付することを開始しなければならない。この通貨の交換は、できる限りすみやかに完了しなければならない。回収した「B」号円は、沖縄の那覇にいる合衆国民政官に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き替えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。

国立公文書館
National Archives of Japan

「一九四五年九月二日以後制定されたアメリカ合衆国の法令及びその国民並びに南洋諸島の現地当局及びその前身たる機関に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権で、千九百五十三年十二月二十五日前に、奄美群島で生じ、又は奄美群島に影響を有するものを放棄する。但し、前記の放棄には、千九百四十五年九月二日以後制定されたアメリカ合衆国の法令及び南洋諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない」

日本国は、占領期間中及び奄美群島の軍政府又は合衆国民政府の期間中に占領当局、軍政府又は合衆国民政府の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の法令によつて許可され

第四條

1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びに南洋諸島の現地当局及びその前身たる機関に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権で、千九百五十三年十二月二十五日前に、奄美群島で生じ、又は奄美群島に影響を有するものを放棄する。但し、前記の放棄には、千九百四十五年九月二日以後制定されたアメリカ合衆国の法令及び南洋諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない

2 日本国は、占領期間中及び奄美群島の軍政府又は合衆国民政府の期間中に占領当局、軍政府又は合衆国民政府の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の法令によつて許可され

日本国が当事国である条約及びその他の国際協定（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約、同日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及びこれに基く改正された行政協定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国國務長官との間で交換された公文並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む。）は、この協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第七條

日本国が当事国である条約及びその他の国際協定（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約、同日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及びこれに基く改正された行政協定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国國務長官との間で交換された公文並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む。）は、この協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第八條

この協定の実施に関する事項は、両国政府又はその権限のある当局の間で協議によつて合意するものとする。

第九條

第九條

此の協定の締結によつて合意するものとする。

この協定の英訳文は、兩國政府又はその駐在の各官

第十條

此の協定は、締結するものとする。

我々兩國政府は、此の協定の締結後、日本は、

平四月二日の東京の條約を、此の日本國とて、

此の協定は、合衆國政府と、此の日本國とて、

此の協定は、此の日本國とて、

此の協定は、此の日本國とて、

此の協定は、此の日本國とて、

此の協定は、此の日本國とて、

此の協定は、此の日本國とて、

この協定は、千九百五十三年十二月二十五日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当な委任を受け、
この協定に署名した。

千九百五十三年十二月二十四日に東京で、ひとしく正文である日
本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン

シムラ・ムラ・ムラ

シムラ・ムラ・ムラは台案図の式を以てするものとする。

國土整理

日本國の式を以て

本編及び英領土より本書一版を刊行した。

平年百五十三平十二月二十四日東京で、ひらく五文である日

この編及び英領土より本書一版を刊行した。

平年百五十三平十二月二十四日東京で、ひらく五文である日

この編及び英領土より本書一版を刊行した。

附屬書

奄美群島とは、北方北緯二十九度、南方北緯二十七度、西方東經

百二十八度十八分及び東方東經百三十度十三分を境界線とする区域

内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう。

を述べた。

本閣は、以上を申し述べるに際し、この問題は閣下に向つて懸念
のうへに述べらる。

容易にするためであり、合衆國の必要とするものに入る
閣下は、南西諸島のこの島の調査を完全し、飽了し、及び
の調査及び安全の確保の閣下を要する。日本国は、この確保の
ためであり、合衆國の軍事施設への返すに必要である。南東
諸島は、日本の領土であり、日本本土と南西諸島のこの島の調査
のうへに述べらる。本閣は、本日閣下を、本閣は、本日閣下を、本閣は、

小澤公文
文部公文

千九百五十三年十二月二十四日

ジョン・M・アリソン

日本国外務大臣 岡崎 勝男 閣下

閣下に入れるものと了解される。

本署に、以上を申し渡さるるに、この旨は、閣下が次のとおり本大
臣に通報された本日付の閣下の書簡を受領したことを確認する光榮
を有します。

本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光榮を有し
ます。

奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島に
おけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、
極東の防衛及び安全と特異の関係を有する。日本国政府は、この
特異の関係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化
し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考
慮に入れるものと了解される。

大正十三年十二月二十四日

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、閣下が次のとおり本大
臣に通報された本日付の閣下の書簡を受領したことを確認する光榮
を有します。

本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光榮を有し
ます。

奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島に
おけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、
極東の防衛及び安全と特異の関係を有する。日本国政府は、この
特異の関係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化
し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考
慮に入れるものと了解される。

文部大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

内閣総理大臣

内閣総理大臣

厚生大臣

厚生大臣

農林大臣

農林大臣

通商産業大臣

通商産業大臣

運輸大臣

運輸大臣

郵政大臣

郵政大臣

内閣

准尉大臣

新田一徳

軍師大臣

石井久

陸軍大臣

桂 義男

農林大臣

黒田 文

學務大臣

小幡 虎雄

労働大臣

小幡 虎雄

建設大臣

戸塚 九一郎

内

閣